

税理士登録申請手続き

○申請書類の入手方法

①直接来会する場合（午前 10：00～11：45，午後 1：00～3：45）

上記時間内に千葉県税理士会館 3 階事務局窓口までお越しください。

②郵送での請求の場合

390 円分の切手又は返信用レターパック、「税理士登録申請書郵送希望・氏名・郵送先」を明記した用紙を同封の上、千葉県税理士会館登録課に送付してください。

③インターネットで取得する場合

日本税理士会連合会のホームページから「登録に必要な提出書類等」、全国共通部分の書類が掲載されております。また、税理士登録の申請手続き等については「税理士登録の手引」をご参照ください。

千葉県税理士会独自の書式・日本税理士会連合会所定はがきに関しましては申請時、その場で記入をお願いしています。

○申請書の提出について

☆申請は本人が千葉県税理士会館 3 階事務局に来会しての手続きとなります。

また、事前に来会日の予約をお願いしております。

★申請書類の不備等で受付できない場合がありますので、FAX にて事前確認を行っております。

○受付時間・場所等について

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

午前 10：00～11：30、午後 1：30～3：30

月末最終営業日の受付は午前のみとなります。

※登録申請時、書類の確認に 1 時間程度かかる場合があります。

※年末年始の受付についてはお問い合わせください。

場所

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-16-12 千葉県税理士会館 3 階

千葉県税理士会館登録課

TEL 043-243-1201 FAX 043-248-1951